

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名 (担当部署)	姫路市 [兵庫県] (財政局財務部財政課)	人口(平成27年1月1日住 民基本台帳)	534,665人
取組事項	職員向け研修		
対象債権	滞納処分できない全債権 (自力執行権 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)		

I 25年度の実施状況

1. 目的、動機	平成25年4月に債権管理条例を施行し、これに合わせて債権管理マニュアルを整備した。説明会を実施するなど庁内での周知につとめているが、職員の意識向上、条例・マニュアルに基づく債権管理・回収を推進するため、外部講師による債権管理・回収に関する研修会を実施したい。
2. 実施時期、回数	平成25年8月7日(水) 13時30分～16時30分 / 1回
3. 参加人数	48人
4. 研修講師	弁護士
選定方法	大阪弁護士会からの推薦による。随意契約。
5. 対象債権	滞納処分できない全債権
6. 研修内容	(1) 支払督促の書面作成 (2) 準備書面の作成 (3) 強制執行申立書の作成 (4) 質疑応答
7. 結果(アンケート等)	アンケート回答者: 34名(研修会参加者48名) 1. 所管課の債権管理業務に係る経験年数 (1) 1年未満→12名 (2) 1～3年未満→15名 (3) 3～5年未満→5名 (4) 5年以上→2名 2. 研修の内容について理解できましたか (1) よく理解できた→2名 (2) おおむね理解できた→23名 (3) あまり理解できなかった→8名 (4) その他→1名 その他の内容 ・勉強不足のため難易度が高かった。 3. 研修の内容は今後の債権管理業務に携わるうえで有意義でありましたか (1) 非常に有意義である→3名 (2) 有意義である→23名 (3) 意義はあるが不満足であった→7名 (4) 有意義ではなかった→1名 4. 研修のテーマ・内容の適切性について (1) 適切であったので継続して欲しい→27名 (2) 変更した方が良く→7名 (2)の理由

	<p>・(2)と回答した職員は、支払督促を始めとする実務に直接携わらない職員であり、法的手続に至るまでの対応についての研修内容を希望すること。当該内容については8月13日に本市の法制担当職員が実施した。</p>
8. 効果（業務への反映等）	<p>(1)債権回収の手法として、実務経験のある弁護士から直接、司法手続きに係る事務を受講することで、業務の流れを把握することができた。</p> <p>(2)研修内容もテキストによる説明ではなく演習形式で行ったことで、今後各所管において支払督促を始めとした司法手続きをスムーズに実施することができると思われる。</p> <p>(3)研修会終了後、数件をモデル事例として支払督促の申立てを進めることとした。支払督促手続きに関する知識、理解が深まったことで、手続を実施することを具体的に示した催告を行うことができた。結果、対象となった7件の債権（水道料金2件、大学等少額資金貸付金3件、住宅建設資金貸付金2件）のうち、6件について分納合意することができた。</p>
9. 判明した課題	<p>債権の種類が多岐にわたるため、すべての職員のニーズに応えた研修内容を選定することは困難である。事前に所管課の意向を把握した上で、共有できる事項を選定するなど実務に直結した研修内容を検討する必要がある。</p>

II 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果等	大阪弁護士会へ講師推薦依頼
-------------	---------------

III 26年度の実施状況

1. 実施の有無	継続実施
2. 実施に当たって25年度からの変更点や改善点等	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理マニュアルを活用した研修 ・支払督促及び債権放棄に係る実務研修 ・支払督促等に係る事務取扱要領を作成し、職員に配付 ・研修講師と債権管理に係るアドバイザー契約を締結し(25年度～)、法的措置に係る助言や指導を仰ぐとともに、26年度は債権回収及び所在調査を依頼 ・また、26年度から任期付で採用した弁護士職員が主となって所管課と連携し、法的措置（支払督促）の実施を含め、債権回収に取り組んでいる。
3. 27年度以降の方向性	<p>債権管理マニュアルを活用した研修を定期的実施 支払督促等の取組事例を所管課に報告するなど、実務に係る職員のスキル向上に努めていく。</p>

